

個人情報の取扱いについての内規

第1条（内規の目的）

本内規は、会員の個人情報（以下「会員データ」）の保護に関し、必要な事項を定めることにより、会員の個人情報の保護と、信頼される同窓会の実現を図ることを目的とする。

第2条（会員データの定義と項目）

会員データとは同窓会事務局が管理している、会則に定める会員の個人情報をいう。
また、管理する個人情報の項目は下記の通りとする。

- ・ 氏名／卒業年／現住所／現住所のTEL／メール・アドレス／勤務先名／勤務先住所
／勤務先のTEL
- ・ 会費納入状況等

第3条（個人情報の利用目的）

同窓会は下記の目的に個人情報を利用するものとする。

- ・ 同窓会からの各種通信文書の発送（会報・同期会・支部会等含む）
- ・ 会員名簿の作成
- ・ その他、会則に定める事業の遂行に必要と判断される諸事業

第4条（管理者の責務）

同窓会事務局は、会の目的に即した事業の遂行にあたり知り得た会員データをみだりに第三者に漏らしたり、第3条の利用目的以外に使用してはならない。

また、管理責任者は会員データを常に、最新・正確なものに保つよう努めるものとする。

第5条（会員の責務）

会員は、相互に個人情報の重要性を認識し、会員データは会員個人の利用目的の範囲を超えてはならず、また、第三者へ会員名簿及び会員データを提供してはならない。

第6条（会員データ管理責任者の設置）

同窓会は会員データを厳格適正に維持管理し、会員の個人情報の安全保護を図るため同窓会事務局内に「会員データ管理責任者」を置く。

第7条（会員データの利用申請）

会員が会員相互の親睦を深め、または同窓会活動を活性化するために同期会、OB会等で、会員データを利用する時は「会員データ管理責任者」に対して、所定の利用申請書により申し込まなければならない。

第8条（会員データの提供拒否）

会員データ管理責任者は、会員データの利用申込みに対し、不正な会員データ利用が疑われ、または適正な利用が妨げられると判断した場合は、申請者に対し会員データの提供を拒否することができる。

第9条（会員データの利用状況報告）

会員データ管理責任者は、随時「常任役員会」に、会員データの提供・利用状況を報告しなければならない。

第10条（自己情報の開示及び訂正・消去の請求）

会員は、会員データの自己情報について、いつでも開示の請求ができる。

会員データ管理責任者は、請求者が本人であることを確認のうえ、開示請求に対応するものとする。また、自己情報に誤りがある場合は、事務局に訂正または消去の請求ができるものとする。

第11条（内規の変更）

会員の個人情報保護のために、上記以外の定めが必要な場合、または変更の必要がある場合は常任役員会にて協議し決定する。

附 則

この内規は平成17年4月1日から施行する。